

【新型コロナウイルス対応】中国財務部門が新たな通達公布—企業の新型コロナウイルス感染症対策支援を明確化

中国税務ニュースフラッシュ
2020年2月
第6号

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・抑制のため、中国の各級政府部門は対応を急いでおり、ウイルスの封じ込めや経済支援を目的とする多数の政策文書を公布しました。2020年2月5日に開催された国務院常務会議において、新型コロナウイルス感染症拡大防止・抑制のためにこれまで公布された各方面の措置を基礎に、物資供給の保証を支援する一連の財税金融政策を打ち出し、2020年1月1日に遡って施行することが決定されました。

2月7日、中国財政部は多数の関連部門と共同で、下記の4つの政策を公布しました。

- 財政部、国家税務総局 新型コロナウイルス感染症による肺炎蔓延防止・抑制支援に係る租税徴収政策に関する公告（財政部、国家税務総局公告[2020]8号）
- 財政部、国家税務総局 新型コロナウイルス感染症による肺炎蔓延防止・抑制支援に係る寄附に関する租税徴収政策公告（財政部、国家税務総局公告[2020]9号）
- 財政部、国家税務総局 新型コロナウイルス感染症による肺炎蔓延防止・抑制支援に関する個人所得税政策公告（財政部、国家税務総局公告[2020]10号）
- 財政部、国家発展改革委員会 新型コロナウイルス感染による肺炎蔓延防止・抑制期間における一部行政事業性徴収及び政府性基金の免除に関する公告（財政部、国家発展改革委員会公告[2020]11号）

上記の政策では主に新型コロナウイルス感染予防・防止用品生産企業、運輸物流企業、医薬品・医療機器メーカー、病院など医療ビジネス関連企業等への支援を拡充しています。具体的には、これらの企業が生産運営コストをさらに削減できるようにしたり、感染予防・防止に関わる物資及び医薬品の供給拡大を推進したりするなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止・抑制し、その終息を確実なものにするためのさらなる支援策を提供しています。本稿では、新型コロナウイルス感染症への対策期間において、重要となる租税徴収政策の要点及びPwC中国の見解を紹介します。

詳細

下表にて、関連する租税徴収政策(8号、9号、及び10号公告)の要点及びPwC中国の見解を紹介します。

税目	分類	政策内容	PwC 中国の見解
企業 所得税	損金 算入	新型コロナウイルス感染症拡大防止・抑制を目的とし、必要物資生産企業による生産能力拡大のための関連設備新規購入を重点的に支援し、当期原価費用に一括計上し、企業所得税の計算にあたって損金算入を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 新規購入設備、器具の 500 万元以内での一括控除を認める規定を緩和し、生産型企業の生産拡大をさらに支援することを目的としている。 企業は設備購入証明書(発票)を適切に保管することに留意すべきである。
		企業が公益性社会組織又は県級以上の人民政府及びその部門等、国家機関を通じて、新型コロナウイルス感染症対応のための現金及び物品を寄附する場合、課税所得計算時に全額損金算入を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 通常、年度利益総額の 12%を控除限度とする規定を緩和する。 企業所得税の観点から、物品の寄附は公正価値を以てみなし売上高及び原価を認識し、同時に公正価値で寄附の費用を全額控除することを認める。企業所得税の追加納付は不要なものの、企業は依然として確定申告において納税調整項目を正しく記入しなければならない。
		企業が疫病対策専門の医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に用いる物品を直接寄附する場合、課税所得計算時に全額損金算入を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 一級医療機関に物資を直接寄附する企業は、当該物資の金額と同等の価額を損金算入できる。 控除証明書:寄附を行う企業は、疫病対策専門の医療機関が発行する寄附受入証明書を基に損金算入する。
欠損の 繰越	新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、比較的大きな被害を受けた業界の企業を対象に、2020 年度に発生した欠損について、繰越可能年数を 5 年から 8 年に延長する。	<ul style="list-style-type: none"> 被害の大きい業界の企業を対象に 2020 年度以降の企業所得税負担を軽減する。 被害を受けた業界の企業には交通運輸、飲食、宿泊、旅行の四つが含まれる。これらの業界の企業の 2020 年度主要営業収入が収入総額(非課税収入及び投資収益を除く)の 50%以上を占めることを条件とする。ただし、同じく新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受けたその他の業界、例えば服飾、小売等は対象外である。 	
増値税、 付加税等	免税	納税者が新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制のための重要物資の輸送で取得する収益については、増値税の徴収を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> 増値税免除部分に対応する仕入増値税額を仕入増値税控除の対象から除外する必要があるか否かについては、税務当局の判断を待つ必要がある。
		納税者が公共交通運輸サービス及び生活サービス、並びに住民への生活必需品速達集配・配送サービスを提供することで取得する収益については、増値税の徴収を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> 今般の政策ではサービスの無償提供(例えば物流企業による医療物資運輸サービスの無償提供)のケースは言及されていない。財税[2006]36号によると、サービスが無償で提供し且つ公益事業に用いる場合は、販売とはみなされないと規定している。
		企業及び個人事業主が自ら生産する、加工を委託する又は購買した物品を、公益性社会組織並びに県級以上人民政府及びその部門等国家機関を通じて、又は疫病対策専門の医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために直接無償で寄附する場合、増値税、消費税、都市維持建設税、教育費	<ul style="list-style-type: none"> 同上。増値税免除部分に対応する仕入増値税額を仕入増値税控除の対象から除外する必要があるか否かについては、税務当局の判断を待つ必要がある。

		付加、地方教育付加の徴収を免除する。	
	留保 還付	新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制のための重要物資生産企業は毎月、所轄税務当局に対し増値税未控除額の増加分について全額還付を申請できる。	<ul style="list-style-type: none"> 2019年12月末と比較して増加した増値税未控除額を還付し、生産型企業のキャッシュ・フローへの圧力を軽減する。
個人 所得税	寄附の 損金 算入	個人が公益性社会組織又は県級以上人民政府及びその部門等国家機関を通じて、新型コロナウイルス感染症対策に用いる現金及び物品を寄附する場合、課税所得額計算時に全額損金算入を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得額の30%を損金算入限度額とする規定を緩和する。 居住者個人及び非居住者個人のいずれも全額損金算入の特別な処理を適用できるが、非居住者個人は依然として、寄附を行った当月の控除しかできない(経営所得がある場合を除く)。
		個人が疫病対策専門の医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に用いる物品を直接寄附した場合、課税所得額計算時に全額損金算入を認める。	<ul style="list-style-type: none"> 個人が新型コロナウイルス感染症の蔓延防止・抑制の初期において、公益性社会組織等を通さずに直接寄附した場合にも全額損金算入の措置を享受できるため、利点大きい。
	免税	<p>新型コロナウイルス感染症対応に従事する医療従事者及び感染予防・防止作業員は、政府規定基準に従い、支給された一時作業補助金及び賞与について、個人所得税が免除される。</p> <p>企業が個人に対し支給する新型コロナウイルス感染症予防の医薬品、医療品及び防護用品等の実物(現金を除く)は、賃金給与所得には含めず、個人所得税を免除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応の第一線に身を置く医療従事者及び感染予防・防止作業員に対する支援が拡充されている。 政府が規定する基準には、各級政府が規定する補助金及び賞与基準が含まれる。例えば、財社[2020]2号では「病例調査又は感染の診断確定、並びに診療、治療、看護、医療機関内感染防止、検体採取及び病原検査等の作業に直接関与する人員を対象に、国庫が1人当たり毎日300元を補助として支給する。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止・抑制に従事するその他医療従事者及び感染予防・防止作業員については、国庫が1人当たり毎日200元を補助として支給する」と規定されている。

まとめ

上記の政策施行プロセスにおいて、中国政府の関連部門が「新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制重要物資生産企業」の一覧及び「新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制重要物資」の具体的範囲を規定するものと、PwC 中国は予想しています。2020年2月7日に公布された「財政部、発展改革委員会、工業・情報化部、人民銀行、監査署 新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制対策における重点企業に対する資金支援強化緊急通知」(財金[2020]5号)では、省級関連部門による地方企業一覧の独自作成や、企業による自主申請等の業務プロセスの早急な策定など、緊急事態における特別対応を実施することが盛り込まれています。また、各地の関連政府機関及び税務当局においては、オンラインチャンネルを通じて納税者に、これらの政策及び施行方法を積極的に周知すべきでしょう。

これらの政策を企業が十分に享受できるよう、企業経営者においては、自社の財務計算の正確性及び税務申告のコンプライアンス状況を精査することが重要です。例えば、未控除仕入増値税額の還付政策においては、企業は関連資料を適切に準備し、「新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制重要物資生産企業」の資格を満たすことを証明する必要があります。また、企業は仕入増値税額及び売上増値税額計算の正確性に注意し、課税収入認識の正確性及び過年度の課税収入額の合理性も確認し、還付額を正確に計算し、早急に税務当局と還付の詳細についてコミュニケーションをとることが望ましいと言えるでしょう。対象業界に制限を設けている免税政策については、企業は自らの主要業務が政策の対象範囲に該当するかを判断することが重要になります。物資を寄附した企業及び個人は、物資の購買証明書(發票)を適切に保管・提出し、一方、公益性社会組織及び医療機関は、購買証明書(發票)に基づき受贈物資の価格を算定し、寄附証明書又は寄附受入証明書を適時に発行できるようにすることが重要です。

上記の政策のほかに、今般の新型コロナウイルス感染症大流行及びそれによる経済的影響に鑑み、各級財税部門は今後、ウイルス感染拡大の影響が特に深刻である業界（交通運輸、飲食、宿泊、旅行、服飾、小売等を含む）の企業及びその他の業界で適時に業務を再開できなかった企業に対し、より大規模な財政・税制支援を提供するものと予想されます。目下、各業界内では、不動産税及び都市土地使用税の減免や、企業による社会保険料の納付延期を基礎とした社会保険料率の段階的引き下げ、零細企業の税負担軽減措置、並びに医療機関及び科学研究機関で発生した新型コロナウイルス感染症対策研究開発費用の控除比率等に、高い関心が集まっています。「新型コロナウイルス感染症蔓延防止・抑制重要物資生産企業」のほかに、感染予防・防止関連の研究開発企業や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重大である業界の企業も同様に、未控除仕入増値税還付政策等を享受することが認められます。PwC 中国は、今後も継続的に新型コロナウイルス感染症拡大の防止・抑制に関連する財税政策の動向を注視し、専門家としての分析と見解を適時にご紹介していきます。

お問い合わせ

本稿の詳細及びご質問等は PwC 中国税務及びビジネスコンサルティングチームまでお問い合わせください。

吳家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

莊子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黃富成
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任穎麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

馬龍
+86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

PwC 中国税務及びビジネスコンサルティングチームは、中国大陸 23 都市、香港、マカオ、台湾及びシンガポールに事務所を構えています。当チームには約 3,750 名の税務専門家及び 200 名余りのパートナーを有し、クライアントのために全面的な税務コンサルティング及び申告サービスを提供しています。PwC の強大なグローバルネットワークを活かし、私どもの中国税務及びビジネスコンサルティングチームは現地のクライアントに対し税務及びビジネス上の課題解決、個別産業に特化したサポート、実用的かつ包括的なソリューションをご提供します。



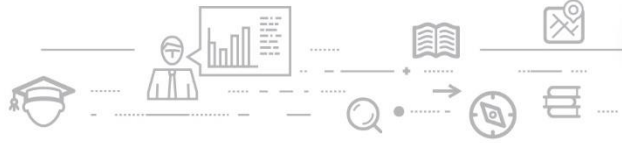
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2020 年 2 月 10 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。

本稿は中国及び香港の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に従事しています。当チームは、良質なプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、またソートリーダーシップを堅持し、関連税務当局、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とそのノウハウを共有しています。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
電話: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見解と解決策は、PwC 中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

【防疫应变】财税部门重磅发力，聚焦疫情防控

新知
中国税务/商务专业服务
二零二零年二月
第六期

摘要

为了应对严峻的新型冠状病毒感染的肺炎疫情，中国各级政府部门迅速响应，出台了多项政策文件以控制疫情、支持经济。2月5日召开的国务院常务会议决定，在前期针对疫情防控已出台各方面措施的基础上，再推出一批支持保供的财税金融政策，自2020年1月1日起实施。

2月7日，财政部会同多部门，共同发布了四项政策：

- 财政部、税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收政策的公告（财政部、税务总局公告[2020]8号）
- 财政部、税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关捐赠税收政策的公告（财政部、税务总局公告[2020]9号）
- 财政部、税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关个人所得税政策的公告（财政部、税务总局公告[2020]10号）
- 财政部、国家发展改革委关于新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间免征部分行政事业性收费和政府性基金的公告（财政部、国家发展改革委公告[2020]11号）

政策主要着力于防疫用品生产企业、相关运输物流企业、医疗企业等，助力相关企业进一步降低生产运营成本，推动防疫物资和医药产品加大供给，为坚决打赢疫情防控阻击战提供更好支撑。在本期的《中国税务/商务新知》中，普华永道将与您分享相关税收政策要点及我们的观察，助力大家共渡难关！

详细内容

我们在下表中整合了相关税政（8、9、10号公告）要点及我们的观察，供您参考。



普华永道

税种	分类	政策内容	普华永道政策解读
企业所得税	税前扣除	对疫情防控重点保障物资生产企业为扩大产能新购置的相关设备，允许一次性计入当期成本费用在企业所得税税前扣除。	<ul style="list-style-type: none"> 放宽一般仅对新购置的 500 万元以内设备、器具允许一次性扣除的规定，助力生产型企业加大力度生产保障物资。 企业应注意留存设备购置发票。
		企业通过公益性社会组织或者县级以上人民政府及其部门等国家机关，捐赠用于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情的现金和物品，允许在计算应纳税所得额时全额扣除。	<ul style="list-style-type: none"> 拓宽一般以年度利润总额 12%为扣除限额的规定。 从企业所得税的角度，物品捐赠应按公允价值确认视同销售及相应成本，同时允许按公允价值全额扣除捐赠费用，无需额外缴纳企业所得税，但企业仍需正确填报汇算清缴的纳税调整项。
		企业直接向承担疫情防治任务的医院捐赠用于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情的物品，允许在计算应纳税所得额时全额扣除。	<ul style="list-style-type: none"> 重大利好，允许直接向一线医院捐赠物资的企业享受同等的税前扣除资格。 扣除凭证：捐赠人凭承担疫情防治任务的医院开具的捐赠接收函办理税前扣除。
	亏损结转	受疫情影响较大的困难行业企业 2020 年度发生的亏损，最长结转年限由 5 年延长至 8 年。	<ul style="list-style-type: none"> 减轻困难行业企业 2020 年度及以后年度的企业所得税负担。 困难行业企业，包括交通运输、餐饮、住宿、旅游四大类，困难行业企业 2020 年度主营业务收入须占收入总额（剔除不征税收入和投资收益）的 50%以上。但是，受到疫情影响的其他行业，例如服装零售等行业尚未纳入。
增值税、附加税等	免税	对纳税人运输疫情防控重点保障物资取得的收入，免征增值税。	<ul style="list-style-type: none"> 值得关注免征增值税部分对应的进项税额是否需要作进项税额转出，有待税务机关明确。 本次政策未提及无偿提供服务（例如物流企业免费提供医疗物资运输服务）的情形。根据财税[2006]36 号文，无偿提供服务且用于公益事业的，不视同销售。
		对纳税人提供公共交通运输服务、生活服务，以及为居民提供必需生活物资快递收派服务取得的收入，免征增值税。	
		单位和个体工商户将自产、委托加工或购买的货物，通过公益性社会组织和县级以上人民政府及其部门等国家机关，或者直接向承担疫情防治任务的医院，无偿捐赠用于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情的，免征增值税、消费税、城市维护建设税、教育费附加、地方教育附加。	<ul style="list-style-type: none"> 同上，值得关注免征增值税部分对应的进项税额是否需要作进项税额转出的问题。
	留抵退税	疫情防控重点保障物资生产企业可以按月向主管税务机关申请全额退还增值税增量留抵税额。	<ul style="list-style-type: none"> 对与 2019 年 12 月底相比的增量留抵税额实行退税，缓解生产型企业的现金流压力。
个人所得税	捐赠税前扣除	个人通过公益性社会组织或者县级以上人民政府及其部门等国家机关，捐赠用于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情的现金和物品，允许在计算应纳税所得额时全额扣除。	<ul style="list-style-type: none"> 拓宽一般以应纳税所得额的 30%为税前扣除限额的规定。 居民个人和非居民个人均能适用全额扣除的特殊处理，但非居民个人尚面临仅能在捐赠当月进行扣除（有经营所得的除外）的限制。
		个人直接向承担疫情防治任务的医院捐赠用于应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情的物品，允许在计算应纳税所得额时	<ul style="list-style-type: none"> 重大利好，个人在疫情防控的第一时间，未通过公益性社会组织等进行的直接捐赠也可享受

	全额扣除。	全额扣除。
免税	<p>对参加疫情防治工作的医务人员和防疫工作者按照政府规定标准取得的临时性工作补助和奖金，免征个人所得税。</p> <p>单位发给个人用于预防新型冠状病毒感染的肺炎的药品、医疗用品和防护用品等实物（不包括现金），不计入工资、薪金收入，免征个人所得税。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 充分体现了财税部门对一线医护工作者和防疫工作者的理解和支持。 政府规定标准包括各级政府规定的补助和奖金标准，例如：财社[2020]2号文件“对于直接接触待排查病例或确诊病例，诊断、治疗、护理、医院感染控制、病例标本采集和病原检测等工作相关人员，中央财政按照每人每天300元予以补助；对于参加疫情防控的其他医务人员和防疫工作者，中央财政按照每人每天200元予以补助”。

注意要点

在落地执行上述政策的过程中，我们期待相关部门尽快落实“疫情防控重点保障物资生产企业”的名单和“疫情防控重点保障物资”的具体范围。根据2月7日晚发布的《财政部、发展改革委、工业和信息化部、人民银行、审计署关于打赢疫情防控阻击战强化疫情防控重点保障企业资金支持的紧急通知》（财金[2020]5号），省级相关部门可自主建立地方性企业名单，建议尽快落地企业自主申请等操作流程，紧急情况下允许特事特办。另外，我们也建议各地相关政府机构和税务机关通过线上渠道主动向纳税人宣传和推送这些政策及落地口径。

为确保企业实实在在享受到这些政策，相关企业需审查自身财务核算的完备性和税务申报的合规性，例如对于留抵退税政策，一方面，相关企业需要准备好材料，以证明符合“疫情防控重点保障物资生产企业”资格；另一方面，企业应注意对于进项销项的核算准确性，包括应税收入确认的准确程度和历史应税收入数额的合理性，以准确计算退税金额，尽快和税务机关沟通退税事宜。对于有行业限制的免税政策，企业需注意判断自己的主营业务类型是否在政策的范围内。捐赠了物资的企业和个人，需注意保存并提交购买物资的采购发票，以便公益性社会组织和医院依据采购发票确定受赠物资价值并开具捐赠票据或捐赠接收函。

在上述政策之外，面对此次疫情及其经济影响，我们也期望各级财税部门后续继续对受疫情影响特别重大的行业（包括且不限于交通运输、餐饮、住宿、旅游、服装零售等诸多行业）企业和其他未能及时充分复工复产的企业提供更大程度的财税支援。目前业内集中关注的方面主要包括：对房产税和城镇土地使用税实行困难减免；在缓交企业社保的基础上考虑继续阶段性降低社保费率；加大对小微企业的税收扶持力度；阶段性提升医疗机构、科研机构发生的与疫情相关的研发费用扣除比例；除“疫情防控重点保障物资生产企业”之外，对其他防疫相关的研发企业、受疫情影响重大的行业企业同样允许享受增值税增量留抵退税政策等。普华永道也将持续关注疫情防控相关的财税政策，并及时与您分享。

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

吴家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

庄子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黄富成
+86 (10) 6533 2100
edwin.wong@cn.pwc.com

任颖麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

马龙
+86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 23 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人，为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络，我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



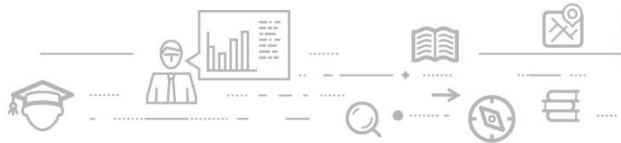
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2020年2月10日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com